

議案第37号

目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例

目黒区心身障害者センター条例（平成12年9月目黒区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とする。

第5条第2項中「、第14号及び第15号」を「及び第14号」に改める。

第6条第7項中「第4条第16号」を「第4条第15号」に改める。

第7条第1項中「、第5号及び第15号」を「及び第5号」に改める。

第9条及び第16条第1項中「第4条第16号」を「第4条第15号」に改める。

別表第1中

言語訓練室	1,200円	1,600円	1,400円
文化事業室	900円	1,100円	1,000円

を「

言語訓練室	1,200円	1,600円	1,400円
-------	--------	--------	--------

」に改め、同表備考第1号中「、言語訓練室及び文化事業室」を「及び言語訓練室」に改める。

別表第2中

言語訓練室	600円	800円	700円
文化事業室	400円	600円	500円

を「

言語訓練室	600円	800円	700円
-------	------	------	------

」に改め、同表備考第1号中「、言語訓練室及び文化事業室」を「及び言語訓練室」に改める。

付 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(説明) 文化事業室を廃止するため、条例改正の必要を認め、この案を提出
します。

資 料

目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(施設)</p> <p>第4条 心身障害者センターに置く施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (現行に同じ。)</p> <p><u>(15)</u> (現行に同じ。)</p> <p><u>(16)</u> (現行に同じ。)</p> <p>(休業日等)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、短期入所は同項に掲げる日、第3条第10号に規定する事業及び同条第12号に規定する事業(前条第4号、第5号及び第14号に規定する施設(以下「会議室等」という。)に係る事業に限る。)は同項第1号及び第2号に掲げる日においても行うものとする。</p> <p>3～5 (現行に同じ。)</p> <p>(利用することができる者等)</p>	<p>(施設)</p> <p>第4条 心身障害者センターに置く施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p><u>(15) 文化事業室</u></p> <p><u>(16)</u> (省略)</p> <p><u>(17)</u> (省略)</p> <p>(休業日等)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、短期入所は同項に掲げる日、第3条第10号に規定する事業及び同条第12号に規定する事業(前条第4号、第5号、<u>第14号及び第15号</u>に規定する施設(以下「会議室等」という。)に係る事業に限る。)は同項第1号及び第2号に掲げる日においても行うものとする。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(利用することができる者等)</p>

第6条 (現行に同じ。)

2～6 (現行に同じ。)

7 施設のうち、第4条第15号に規定する施設を利用することができる場合は、区に登録している心身障害者関係団体が他の心身障害者関係団体等と相互に交流を図る目的で利用するときとする。

(視聴覚室等を利用できる場合)

第7条 区長は、前条第1項から第5項までに定める利用に支障がないと認める場合において、区に登録している心身障害者関係団体が心身障害者に関する活動を行う目的で利用するときは、施設のうち、第4条第4号及び第5号に規定する施設を利用させることができる。

2 (現行に同じ。)

(特別の設備等)

第9条 会議室等及び第4条第15号に規定する施設を利用しようとする者は、特別の設備をし、又は施設備付器具以外の器具を使用しようとするときは、区長(会議室等について、第7条の2の規定により指定管理者に管理の業務を行わせている場合にあつては、当該指定管理者。次条第1項、第15条第1項及び第18条において同じ。)の承認を受けなければならない。

第6条 (省略)

2～6 (省略)

7 施設のうち、第4条第16号に規定する施設を利用することができる場合は、区に登録している心身障害者関係団体が他の心身障害者関係団体等と相互に交流を図る目的で利用するときとする。

(視聴覚室等を利用できる場合)

第7条 区長は、前条第1項から第5項までに定める利用に支障がないと認める場合において、区に登録している心身障害者関係団体が心身障害者に関する活動を行う目的で利用するときは、施設のうち、第4条第4号、第5号及び第15号に規定する施設を利用させることができる。

2 (省略)

(特別の設備等)

第9条 会議室等及び第4条第16号に規定する施設を利用しようとする者は、特別の設備をし、又は施設備付器具以外の器具を使用しようとするときは、区長(会議室等について、第7条の2の規定により指定管理者に管理の業務を行わせている場合にあつては、当該指定管理者。次条第1項、第15条第1項及び第18条において同じ。)の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 第8条第1項の規定により会議室等及び施設備付特殊器具の利用の承認を受けた者並びに第4条第15号に規定する施設を利用する者は、その利用が終わったとき又は利用を停止されたとき若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2・3 (現行に同じ。)

別表第1 (第11条関係)

利用時間帯 施設	午前 (9時～12時)	午後 (1時～5時)	夜間 (6時～9時30分)
(現行に同じ。)			
言語訓練室	<u>1,200円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,400円</u>

備考

- (1) 視聴覚室及び言語訓練室は、月曜日から金曜日までにおいては夜間のみ利用できるものとする。
- (2)～(4) (現行に同じ。)

別表第2 (第11条関係)

(原状回復の義務)

第16条 第8条第1項の規定により会議室等及び施設備付特殊器具の利用の承認を受けた者並びに第4条第16号に規定する施設を利用する者は、その利用が終わったとき又は利用を停止されたとき若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2・3 (省略)

別表第1 (第11条関係)

利用時間帯 施設	午前 (9時～12時)	午後 (1時～5時)	夜間 (6時～9時30分)
(省略)			
言語訓練室	<u>1,200円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,400円</u>
文化事業室	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,000円</u>

備考

- (1) 視聴覚室、言語訓練室及び文化事業室は、月曜日から金曜日までにおいては夜間のみ利用できるものとする。
- (2)～(4) (省略)

別表第2 (第11条関係)

利用時間帯 施設	午前 (9時～12時)	午後 (1時～5時)	夜間 (6時～9時30分)
(現行に同じ。)			
言語訓練室	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>700円</u>

備考

- (1) 視聴覚室及び言語訓練室は、月曜日から金曜日までにおいては夜間のみ利用できるものとする。
- (2)～(4) (現行に同じ。)

利用時間帯 施設	午前 (9時～12時)	午後 (1時～5時)	夜間 (6時～9時30分)
(省略)			
言語訓練室	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>700円</u>
文化事業室	<u>400円</u>	<u>600円</u>	<u>500円</u>

備考

- (1) 視聴覚室、言語訓練室及び文化事業室は、月曜日から金曜日までにおいては夜間のみ利用できるものとする。
- (2)～(4) (省略)